

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月8日
【四半期会計期間】	第50期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社 みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤澤 貴之
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目3番1号
【電話番号】	（017）774局1111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 古村 晃一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号 株式会社 みちのく銀行 東京事務所
【電話番号】	（03）3661局8011番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 小島 寛生
【縦覧に供する場所】	株式会社 みちのく銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		2020年度 第3四半期 連結累計期間	2021年度 第3四半期 連結累計期間	2020年度
		(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	百万円	30,589	30,213	41,877
経常利益	百万円	1,627	3,125	2,217
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	1,233	2,560	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	1,942
四半期包括利益	百万円	7,532	415	—
包括利益	百万円	—	—	7,627
純資産額	百万円	88,622	88,321	88,717
総資産額	百万円	2,365,688	2,429,731	2,360,494
1株当たり四半期純利益	円	63.73	138.75	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	97.67
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	34.95	67.02	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	54.72
自己資本比率	%	3.7	3.6	3.7

		2020年度 第3四半期 連結会計期間	2021年度 第3四半期 連結会計期間
		(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益	円	9.74	45.16

(注) 1. 自己資本比率は、（（四半期）期末純資産の部合計－（四半期）期末非支配株主持分）を（四半期）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社においても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

また、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生しておりません。

なお、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(財政状態)

預金に譲渡性預金を含めた総預金残高は、個人預金、法人預金、公金預金のいずれも増加し、前連結会計年度末比534億円増加して2兆1,918億円となりました。

貸出金残高は、住宅ローンは増加したものの事業性貸出や地公体等貸出が減少したことなどにより、前連結会計年度末比351億円減少して1兆6,675億円となりました。

有価証券残高は、地方債が増加したことなどにより、前連結会計年度末比863億円増加して2,654億円となりました。

(経営成績)

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少により資金運用収益が減少したことなどから、前第3四半期連結累計期間比3億75百万円減少して302億13百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少や貸倒引当金繰入額の減少によるその他経常費用の減少などにより、前第3四半期連結累計期間比18億73百万円減少して270億88百万円となりました。

この結果、経常利益は前第3四半期連結累計期間比14億97百万円増加して31億25百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前第3四半期連結累計期間比13億26百万円増加して25億60百万円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

① 銀行業

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金が減少したことなどから、前第3四半期連結累計期間比8億6百万円減少して222億73百万円となりました。また、セグメント利益は、営業経費の減少や貸倒引当金繰入額の減少などにより、前第3四半期連結累計期間比14億4百万円増加して30億24百万円となりました。

② リース業

経常収益は、前第3四半期連結累計期間比2億51百万円増加して76億64百万円となりました。また、セグメント利益は、貸倒引当金繰入額の増加などにより、前第3四半期連結累計期間比31百万円減少して2億16百万円となりました。

③ その他

銀行業、リース業を除くその他の経常収益は、債権回収業務に関する収益が増加したことから、前第3四半期連結累計期間比2億30百万円増加して9億42百万円となりました。また、セグメント利益は、貸倒引当金繰入額の減少などにより、前第3四半期連結累計期間比1億83百万円増加して3億13百万円となりました。

(参考)

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は17,051百万円、役務取引等収支は1,922百万円、その他業務収支は△1,639百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は15,183百万円、役務取引等収支は2,059百万円、その他業務収支は△1,647百万円となりました。また、「国際業務部門」の資金運用収支は2,284百万円、役務取引等収支は△0百万円、その他業務収支は8百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	15,634	2,365	347	17,652
	当第3四半期連結累計期間	15,183	2,284	416	17,051
うち資金運用 収益	前第3四半期連結累計期間	15,808	2,366	395	17,779
	当第3四半期連結累計期間	15,294	2,284	464	17,113
うち資金調達 費用	前第3四半期連結累計期間	174	0	48	126
	当第3四半期連結累計期間	110	0	48	62
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	2,149	2	160	1,991
	当第3四半期連結累計期間	2,059	△0	136	1,922
うち役務取引 等収益	前第3四半期連結累計期間	4,645	7	166	4,486
	当第3四半期連結累計期間	4,774	0	141	4,632
うち役務取引 等費用	前第3四半期連結累計期間	2,496	4	5	2,495
	当第3四半期連結累計期間	2,715	0	5	2,710
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	△2,535	41	—	△2,493
	当第3四半期連結累計期間	△1,647	8	—	△1,639
うちその他業 務収益	前第3四半期連結累計期間	1	41	—	43
	当第3四半期連結累計期間	2	8	—	11
うちその他業 務費用	前第3四半期連結累計期間	2,536	—	—	2,536
	当第3四半期連結累計期間	1,650	0	—	1,650

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は4,632百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は4,774百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は0百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間の役務取引等費用は2,710百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は2,715百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は0百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	4,645	7	166	4,486
	当第3四半期連結累計期間	4,774	0	141	4,632
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	1,039	—	—	1,039
	当第3四半期連結累計期間	1,130	—	—	1,130
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,182	6	0	1,188
	当第3四半期連結累計期間	1,093	0	0	1,093
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	37	—	—	37
	当第3四半期連結累計期間	24	—	—	24
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	542	—	—	542
	当第3四半期連結累計期間	290	—	—	290
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	29	—	—	29
	当第3四半期連結累計期間	26	—	—	26
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	302	—	5	296
	当第3四半期連結累計期間	274	—	5	269
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,496	4	5	2,495
	当第3四半期連結累計期間	2,715	0	5	2,710
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	218	4	—	223
	当第3四半期連結累計期間	188	0	—	188

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第3四半期連結会計期間	2,115,212	682	3,817	2,112,076
	当第3四半期連結会計期間	2,160,231	—	3,347	2,156,883
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	1,387,190	—	2,117	1,385,072
	当第3四半期連結会計期間	1,480,253	—	1,947	1,478,305
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	724,973	—	1,700	723,273
	当第3四半期連結会計期間	677,842	—	1,400	676,442
うちその他	前第3四半期連結会計期間	3,047	682	—	3,730
	当第3四半期連結会計期間	2,134	—	—	2,134
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	46,347	—	4,000	42,347
	当第3四半期連結会計期間	38,955	—	4,000	34,955
総合計	前第3四半期連結会計期間	2,161,559	682	7,817	2,154,424
	当第3四半期連結会計期間	2,199,186	—	7,347	2,191,839

- （注） 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。
4. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
5. 定期性預金＝定期預金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内業務部門	1,675,336	100.00	1,666,674	100.00
製造業	50,706	3.02	45,278	2.71
農業、林業	9,765	0.58	9,164	0.54
漁業	264	0.01	245	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	3,965	0.23	4,216	0.25
建設業	53,020	3.16	52,086	3.12
電気・ガス・熱供給・水道業	60,514	3.61	62,761	3.76
情報通信業	5,045	0.30	3,890	0.23
運輸業、郵便業	33,680	2.01	30,326	1.81
卸売業、小売業	108,209	6.45	101,402	6.08
金融業、保険業	23,980	1.43	20,604	1.23
不動産業、物品賃貸業	163,952	9.78	145,505	8.73
学術研究・専門・技術サービス業	8,197	0.48	8,952	0.53
宿泊業	6,336	0.37	5,847	0.35
飲食業	7,796	0.46	9,061	0.54
生活関連サービス業・娯楽業	13,472	0.80	11,919	0.71
教育・学習支援業	6,315	0.37	6,240	0.37
医療・福祉	93,353	5.57	87,640	5.25
その他のサービス	17,652	1.05	16,301	0.97
国・地方公共団体	392,808	23.44	409,667	24.57
その他	616,296	36.78	635,561	38.13
国際業務部門	1,467	100.00	883	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	1,467	100.00	883	100.00
合計	1,676,803	—	1,667,557	—

（注）１．国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

２．国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

（２）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（３）経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

（４）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、当行と株式会社青森銀行（取締役頭取 成田 晋 以下、「青森銀行」といい、当行と青森銀行を総称して、以下、「両行」といいます。）は、2021年5月14日に両行間で締結した経営統合の検討に関する基本合意書に基づき、2021年11月12日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認並びに銀行法及び地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律に基づく認可を含む関係当局の認可等が得られることを前提として、株式移転の方式により2022年4月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社プロクレアホールディングス」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、当該決議に基づき、両行間で経営統合契約書を締結いたしました。

また、2021年11月26日に開催した両行の取締役会において決議のうえ、株式移転計画書を共同で作成いたしました。

さらに、2022年1月26日に開催された両行の臨時株主総会並びに当行の普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会において、株式移転計画は承認されております。

詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 （重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
A種優先株式	30,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数（株） （2021年12月31日）	提出日現在 発行数（株） （2022年2月8日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,135,395	18,135,395	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定の ない当行における標準 となる株式 単元株式数100株
A種優先株式（注）1	4,000,000	4,000,000	非上場	（注）2、3、4
計	22,135,395	22,135,395	—	—

（注）1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質は以下のとおりであります。

(1) A種優先株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付されております。なお、普通株式の価格が変動すると、取得と引換えに交付する普通株式の価額が修正されます。これにより、当行株式の価格が下落した場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準、修正の頻度及び取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限は、以下のとおりであります。

① 修正の基準：東京証券取引所の終値（5連続取引日平均）

② 修正の頻度：毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月1回

③ 取得価額の下限：958円（提出日現在）

(3) A種優先株式は、当行が2019年10月1日以降一定の条件を満たす場合に、当行の取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で、金銭を対価として全部または一部を取得することができる旨の取得条件が付されております。

3. 無議決権株式（単元株式数100株）であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

4. A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

2010年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率＝初年度A種優先配当金÷A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円T I B O R（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。）に0.95%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より2010年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率=日本円T I B O R（12ヶ月物）+0.95%

なお、2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円T I B O R（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフワード・レート（日本円T I B O R）として一般社団法人全銀協T I B O R運営機関（ただし、日本円T I B O Rの公表主体が、一般社団法人全銀協T I B O R運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと合理的に認められるものを指すものとする。「営業日」とは東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

① 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

A種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することのできる期間

2017年4月1日から2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ、A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ、に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ、に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ、(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、またはロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)および(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(6)③に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	—	22,135	—	36,986	—	21,986

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 4,000,000	—	（注1）
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 141,200	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 17,868,400	178,684	同上（注2）
単元未満株式	普通株式 125,795	—	（注3）
発行済株式総数	22,135,395	—	—
総株主の議決権	—	178,684	—

- （注）1. A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。
2. 「完全議決権株式（その他）」には、「株式給付信託（BBT）」が所有する当行株式が340千株（議決権3,407個）含まれております。なお、当該議決権の数3,407個は、議決権不行使となっております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式97株が含まれております。

②【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	141,200	—	141,200	0.63
計	—	141,200	—	141,200	0.63

（注）株式給付信託（BBT）が所有する当行株式340千株は、上記自己株式に含まれておりません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自2021年10月1日 至2021年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自2021年4月1日 至2021年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
現金預け金	392,795	414,993
買入金銭債権	2,493	2,608
金銭の信託	20,243	19,997
有価証券	※2 179,109	※2 265,489
貸出金	※1 1,702,734	※1 1,667,557
外国為替	535	—
リース債権及びリース投資資産	17,344	18,095
その他資産	28,062	22,748
有形固定資産	13,179	13,047
無形固定資産	2,916	2,600
退職給付に係る資産	1,403	1,391
繰延税金資産	3,277	3,383
支払承諾見返	10,067	10,669
貸倒引当金	△13,645	△12,809
投資損失引当金	△23	△40
資産の部合計	2,360,494	2,429,731
負債の部		
預金	2,105,968	2,156,883
譲渡性預金	32,442	34,955
コールマネー及び売渡手形	575	—
借用金	109,630	125,812
その他負債	10,601	11,260
賞与引当金	821	426
退職給付に係る負債	369	223
役員株式給付引当金	370	400
睡眠預金払戻損失引当金	317	190
偶発損失引当金	211	190
利息返還損失引当金	0	0
再評価に係る繰延税金負債	398	398
支払承諾	10,067	10,669
負債の部合計	2,271,776	2,341,410
純資産の部		
資本金	36,986	36,986
資本剰余金	31,589	31,589
利益剰余金	19,204	20,956
自己株式	△1,151	△1,137
株主資本合計	86,629	88,394
その他有価証券評価差額金	1,183	△1,117
繰延ヘッジ損益	5	159
土地再評価差額金	208	208
退職給付に係る調整累計額	88	62
その他の包括利益累計額合計	1,486	△686
非支配株主持分	601	613
純資産の部合計	88,717	88,321
負債及び純資産の部合計	2,360,494	2,429,731

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
経常収益	30,589	30,213
資金運用収益	17,779	17,113
(うち貸出金利息)	13,944	13,628
(うち有価証券利息配当金)	3,725	3,227
役務取引等収益	4,486	4,632
その他業務収益	43	11
その他経常収益	※1 8,280	※1 8,455
経常費用	28,961	27,088
資金調達費用	126	62
(うち預金利息)	115	51
役務取引等費用	2,495	2,710
その他業務費用	2,536	1,650
営業経費	15,627	15,053
その他経常費用	※2 8,175	※2 7,612
経常利益	1,627	3,125
特別利益	29	1
固定資産処分益	29	1
特別損失	115	53
固定資産処分損	73	28
減損損失	42	25
税金等調整前四半期純利益	1,541	3,073
法人税、住民税及び事業税	113	221
法人税等調整額	162	263
法人税等合計	275	484
四半期純利益	1,266	2,588
非支配株主に帰属する四半期純利益	32	28
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,233	2,560

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益	1,266	2,588
その他の包括利益	6,265	△2,173
その他有価証券評価差額金	6,297	△2,301
繰延ヘッジ損益	△25	154
退職給付に係る調整額	△6	△25
四半期包括利益	7,532	415
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,499	386
非支配株主に係る四半期包括利益	32	28

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当行の連結子会社におけるクレジットカード年会費の収益認識基準は、従来、受取時に一括して収益認識しておりましたが、収益認識会計基準を適用した結果、一定の期間にわたり充足される履行義務であることから、第1四半期連結会計期間から、経過期間に応じて収益を認識するよう変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における経常収益及び経常利益並びに税金等調整前四半期純利益がそれぞれ12百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は48百万円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託(BBT)に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員(以下、あわせて「取締役等」という。)の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当行株式等」という。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当第3四半期連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額は690百万円(前連結会計年度末は703百万円)、株式数は340千株(前連結会計年度末は347千株)であります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い)

当行及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当第3四半期連結会計期間における新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、前連結会計年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容から重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
破綻先債権額	3,135百万円	3,122百万円
延滞債権額	17,860百万円	17,677百万円
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	4,675百万円	4,210百万円
合計額	25,671百万円	25,010百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
	22,638百万円	22,696百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
貸倒引当金戻入益	一百万円	410百万円
償却債権取立益	255百万円	4百万円
株式等売却益	20百万円	147百万円

※ 2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
貸出金償却	2百万円	0百万円
貸倒引当金繰入額	940百万円	一百万円
株式等償却	148百万円	57百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	1,395百万円	1,056百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	359	20.00	2020年3月31日	2020年6月25日	その他 利益剰余金
	A種優先株式	108	27.15	2020年3月31日	2020年6月25日	その他 利益剰余金
2020年11月13日 取締役会	A種優先株式	109	27.40	2020年9月30日	2020年12月9日	その他 利益剰余金

(注) 2020年6月24日決議分の「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2020年3月31日基準日:384千株)に対する配当金7百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	359	20.00	2021年3月31日	2021年6月24日	その他 利益剰余金
	A種優先株式	109	27.40	2021年3月31日	2021年6月24日	その他 利益剰余金
2021年11月12日 取締役会	普通株式	179	10.00	2021年9月30日	2021年12月10日	その他 利益剰余金
	A種優先株式	110	27.65	2021年9月30日	2021年12月10日	その他 利益剰余金

(注) 1. 2021年6月23日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2021年3月31日基準日:347千株)に対する配当金6百万円が含まれております。

2. 2021年11月12日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2021年9月30日基準日:340千株)に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	22,652	7,378	30,030	558	30,589	—	30,589
セグメント間の内部 経常収益	426	33	460	152	613	△613	—
計	23,079	7,412	30,491	711	31,203	△613	30,589
セグメント利益	1,620	248	1,868	130	1,999	△371	1,627

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジット
カード業務、債権回収業務等であります。

3. セグメント利益の調整額△371百万円には、セグメント間取引消去△348百万円及び貸倒引当金調整額△22百
万円が含まれております。

4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

銀行業セグメントにおいて、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により
割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、
当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては42百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	21,776	7,643	29,419	812	30,232	△18	30,213
セグメント間の内部 経常収益	496	20	517	129	647	△647	—
計	22,273	7,664	29,937	942	30,879	△665	30,213
セグメント利益	3,024	216	3,240	313	3,554	△429	3,125

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジット
カード業務、債権回収業務等であります。

3. セグメント利益の調整額△429百万円には、セグメント間取引消去△427百万円及び貸倒引当金調整額△1百
万円が含まれております。

4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

銀行業セグメントにおいて、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては25百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度の末日に比して著しい変動はありません。

(表示方法の変更)

当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないことから、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第15条の2第1項により注記を省略しております。

(有価証券関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	—	—	—
社債	22,438	22,490	51
合計	22,438	22,490	51

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	35,675	35,726	51
社債	22,496	22,549	52
合計	58,172	58,275	103

2. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	7,240	8,947	1,706
債券	21,626	21,592	△34
地方債	12,376	12,351	△25
社債	9,250	9,240	△9
その他	122,275	122,208	△66
合計	151,142	152,748	1,605

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	7,184	8,268	1,084
債券	33,818	33,913	94
地方債	19,936	19,970	33
社債	13,881	13,942	60
その他	162,449	160,155	△2,294
合計	203,453	202,337	△1,115

その他有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は283百万円(うち株式83百万円、社債200百万円)であります。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は56百万円(うち株式56百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2021年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	4,035	—	4,035	247	4,283
預金・貸出業務	1,122	—	1,122	—	1,122
為替業務	1,092	—	1,092	—	1,092
証券関係業務	24	—	24	—	24
代理業務	289	—	289	—	289
保護預り・貸金庫業務	26	—	26	—	26
その他	1,479	—	1,479	247	1,727
その他経常収益	4	30	35	—	35
その他	4	30	35	—	35
顧客との契約から生じる経常収益	4,040	30	4,071	247	4,319
上記以外の経常収益	17,736	7,612	25,348	564	25,912
外部顧客に対する経常収益	21,776	7,643	29,419	812	30,232

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	円	63.73	138.75
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	1,233	2,560
普通株主に帰属しない金額	百万円	109	110
うち中間優先配当額	百万円	109	110
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	1,124	2,449
普通株式の期中平均株式数	千株	17,638	17,653
(2) 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	円	34.95	67.02
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額	百万円	109	110
うち中間優先配当額	百万円	109	110
普通株式増加数	千株	17,665	20,546
うち優先株式	千株	17,665	20,546
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT)が保有する当行株式は、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第3四半期連結累計期間において356千株、当第3四半期連結累計期間において340千株であります。

(重要な後発事象)

当行と株式会社青森銀行（取締役頭取 成田 晋 以下、「青森銀行」といい、当行と青森銀行を総称して、以下、「両行」といいます。）は、2021年5月14日に両行間で締結した経営統合の検討に関する基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）に基づき、2021年11月12日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認並びに銀行法及び地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律に基づく認可を含む関係当局の認可等が得られることを前提として、株式移転の方式により2022年4月1日（以下、「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社プロクレアホールディングス」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、当該決議に基づき、両行間で経営統合契約書（以下、「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしました。

また、2021年11月26日に開催した両行の取締役会において決議のうえ、株式移転計画書を共同で作成いたしました。

さらに、2022年1月26日に開催された両行の臨時株主総会並びに当行の普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会において、株式移転計画は承認されております。

1. 経営統合の経緯・理由

両行は、共に青森県に本店を置く地方銀行であり、それぞれ企業理念として地域、お客さまをキーワードとして掲げ、豊かな地域社会の創造とお客さまの幸福・発展を使命に金融仲介機能の発揮に取り組み、安定的な金融システムの維持・提供を通じて地域社会とお客さまに貢献してまいりました。

一方、長きに亘る低金利環境により預貸金利鞘の縮小と有価証券運用収益の減少が継続する中、青森県においては人口減少・少子高齢化の進展が確実視され、地域経済への影響は増大していくことが懸念されており、両行を取り巻く経営環境は益々厳しさが増していくものと予想されます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた地域の事業者への円滑な金融支援やウィズコロナ・アフターコロナといった社会構造の変革への対応等、地域社会が持続的に発展していくために、両行が果たすべき役割はますます重要になっていくものと認識しております。加えて、デジタル技術の進展や規制緩和等を背景とした従来型の金融サービスの垣根を超えた新たな分野への挑戦を通じて、多様化するお客さまニーズへの対応やサービスの充実を図っていく必要があると認識しております。

両行は、2019年10月28日に「包括的連携の検討開始に関するお知らせ」を発表し、A T M相互無料開放を実施するなど多様な分野での連携を模索してまいりましたが、厳しい経営環境を踏まえると、経営統合により高品質で安定的な金融サービスを地域に提供し続けることができる健全な経営基盤を構築し、それぞれの強みを活かして金融仲介機能・金融サービスを強化すること、及び地域における新たな価値を見出し、活かしていくことが、地域金融機関としての使命を果たすための最適な選択であると判断しました。両行は、本基本合意書に基づき、2022年4月1日を目処とする本株式移転による共同持株会社の設立、及び効力発生日の2年後を目処とする共同持株会社のもとでの両行の合併を基本方針として、経営統合に向け協議・検討を進めてまいりましたが、2021年11月12日に両行が相互信頼及び対等の精神に則り、経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

2. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の方式

両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	みちのく銀行	青森銀行
株式移転比率 (普通株式)	0.46	1
株式移転比率 (A種優先株式)	0.46	—

(注1) 株式の割当比率

当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.46株を、青森銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。また、当行のA種優先株式1株に対して、共同持株会社の第一種優先株式0.46株を割当交付致します。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、当行若しくは青森銀行の財産状態若しくは経営状態に重大な悪影響を与える事由が発生し、又はかかる事由が存在することが判明した場合等には、両行で協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式: 28,659,974株

上記は、当行の2021年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(18,135,395株)及び青森銀行の2021年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(20,512,161株)を前提として算出しております。但し、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)までに、それぞれが保有する自己株式(但し、当行の株式給付信託及び青森銀行の役員報酬BIP信託の信託財産としてそれぞれの信託口が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)の全部を消却する予定であるため、当行の2021年9月30日時点における自己株式数(141,297株)及び青森銀行の2021年9月30日時点における自己株式数(129,472株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当行又は青森銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の2021年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

第一種優先株式: 1,840,000株

上記は、当行の2021年9月30日時点におけるA種優先株式の発行済株式総数(4,000,000株)を前提として算出しております。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(3) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

両行は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

両行それぞれが、選定した第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、慎重に交渉・協議を重ねた結果、株式移転比率を決定し、合意いたしました。

4. 本株式移転の当事会社の概要

会社概要(2021年9月末時点)

名 称	株式会社みちのく銀行	株式会社青森銀行
所 在 地	青森県青森市勝田一丁目3番1号	青森県青森市橋本一丁目9番30号
代 表 者	取締役頭取 藤澤 貴之	取締役頭取 成田 晋
事 業 内 容	銀行業	銀行業
資 本 金	369億円	195億円
設 立 年 月 日	1921年10月27日	1943年10月1日
発 行 済 株 式 数	普通株式 18,135,395株 A種優先株式 4,000,000株	普通株式 20,512,161株
決 算 期	3月31日	3月31日

5. 本株式移転により新たに設立する会社（共同持株会社）の概要

(1) 商号	株式会社プロクレアホールディングス (英文表示: Procrea Holdings, Inc.)		
(2) 事業内容	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理 (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 (3) 前2号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務		
(3) 本店所在地	青森県青森市勝田一丁目3番1号		
(4) 主な本社機能所在地	青森県青森市橋本一丁目9番30号		
(5) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	成田 晋	(現 青森銀行 取締役頭取)
	代表取締役副社長	藤澤 貴之	(現 当行 取締役頭取)
	取締役	稲庭 勉	(現 当行 取締役専務執行役員)
	取締役	石川 啓太郎	(現 青森銀行 取締役専務執行役員)
	取締役	田村 強	(現 青森銀行 常務執行役員)
	取締役	森 庸	(現 青森銀行 常務執行役員)
	取締役	白鳥 元生	(現 青森銀行 執行役員)
	取締役	須藤 慎治	(現 当行 専務執行役員)
	社外取締役	三國谷 勝範	(現 株式会社オープンハウス 顧問)
	社外取締役	樋口 一成	(現 当行 社外取締役)
	取締役(監査等委員)	中川 晃	(現 青森銀行 取締役(監査等委員))
	社外取締役(監査等委員)	岩木川 雅司	(現 ヒューレックス株式会社 顧問)
	社外取締役(監査等委員)	若槻 哲太郎	(現 当行 社外取締役(監査等委員))
	社外取締役(監査等委員)	石田 深恵	(現 青森銀行 社外取締役(監査等委員))
	(注1) 三國谷 勝範氏、樋口 一成氏、岩木川 雅司氏、若槻 哲太郎氏、及び石田 深恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役となる予定であります。また、共同持株会社は、三國谷 勝範氏、樋口 一成氏、岩木川 雅司氏、若槻 哲太郎氏、及び石田 深恵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。		
(注2) 石田 深恵氏は、現在青森銀行の社外取締役(監査等委員)に就任しておりますが、効力発生日の前日(2022年3月31日)をもって、青森銀行の取締役を辞任し、効力発生日付で共同持株会社の社外取締役(監査等委員)に就任する予定であります。			
(注3) 樋口 一成氏は、現在当行の社外取締役に就任しておりますが、効力発生日の前日(2022年3月31日)をもって、当行の取締役を辞任し、効力発生日付で共同持株会社の社外取締役に就任する予定であります。また、若槻 哲太郎氏は、現在当行の社外取締役(監査等委員)に就任しておりますが、効力発生日の前日(2022年3月31日)をもって、当行の取締役を辞任し、効力発生日付で共同持株会社の社外取締役(監査等委員)に就任する予定であります。			
(6) 資本金	20,000百万円		
(7) 純資産(連結)	未定		
(8) 総資産(連結)	未定		
(9)決算期	3月31日		

6. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。また、本株式移転により発生するのれん(又は負ののれん)の金額に関しては、現段階では未定です。

2 【その他】

中間配当

2021年11月12日開催の取締役会において、第50期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(1) 普通株式

中間配当金額	179百万円
1株当たりの中間配当金	10.00円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2021年12月10日

(2) A種優先株式

中間配当金額	110百万円
1株当たりの中間配当金	27.65円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2021年12月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月8日

株式会社みちのく銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真 敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保澤 和 彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社青森銀行は、2021年11月12日に開催したそれぞれの取締役会において、両社の株主総会の承認並びに関係当局の認可等が得られることを前提として、株式移転の方式により共同持株会社を設立すること、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両社間で経営統合契約書を締結した。また、2021年11月26日に開催した両社の取締役会において決議のうえ、株式移転計画書を共同で作成し、2022年1月26日に開催された両社の臨時株主総会並びに会社の普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会において承認された。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。